

武蔵野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月武蔵野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 武蔵野市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>同項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際武蔵野市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際武蔵野市に住所を有していた被保険者</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 武蔵野市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際武蔵野市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際武蔵野市に住所を有していた被保険者</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

<p>(4) <u>法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際武蔵野市に住所を有していた被保険者</u></p>	<p>(4) <u>法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u> <u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際武蔵野市に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により武蔵野市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>号の追加</p>
<p>付 則</p> <p><u>（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）</u></p> <p><u>第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第1期 10月1日から同月31日まで</u></p>	<p>付 則</p>	<p>条の削除</p>

<p>(2) 第2期 11月1日から同 月30日まで</p> <p>(3) 第3期 12月1日から同 月28日まで</p> <p>(4) 第4期 1月1日から同 月31日まで</p> <p>(5) 第5期 2月1日から同 月28日まで（閏年にあつ ては、同月29日まで）</p> <p>2 平成20年度において、被扶 養者であった被保険者に係る 普通徴収の方法によって徴収 する保険料の納期について第 4条第2項の規定を適用する 場合においては、同項中「武 蔵野市長が別に定める」とあ るのは、「10月1日以後にお ける武蔵野市長が別に定める 時期とする」とする。</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第4条 （略）</p>	<p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第3条 （略）</p>	<p>条の繰上げ</p>
--	-----------------------------------	--------------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第11条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の2第1項各号のいずれかに該当するに至ったことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。

（提案理由）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正

する法律（平成27年法律第31号）の施行による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。